

本明川水系流域治水協議会 規約（改正案）

（設置）

第1条 「本明川水系流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、本明川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある以外の者の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置くものとし、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 3 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 本明川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 4 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、長崎河川国道事務所流域治水課に置く。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年9月10日から施行する。

令和3年3月10日改正。

令和4年2月14日改正。

令和5年2月17日改正。

令和6年2月 日改正。

別表 1

諫早市長

雲仙市長

長崎県 危機管理部長

長崎県 土木部長

長崎県 県央振興局長

島原振興局長

気象庁 長崎地方气象台長

農林水産省 北部九州土地改良調査管理事務所長

林野庁 長崎森林管理署長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター 佐賀水源林整備事務所長

国土交通省 長崎河川国道事務所長

別表 2

諫早市 危機管理課 課長
河川課長
都市政策課長
開発支援課長
農地保全課長
林務水産課長

雲仙市 監理課長
道路河川課長
危機管理課長
農林課長

長崎県 防災企画課 課長補佐
河川課 課長補佐
砂防課 課長補佐
都市政策課 課長補佐
住宅課 課長補佐
建築課 課長補佐
農村整備課 参事
水環境対策課 課長補佐
森林整備室 参事
諫早湾干拓課 課長補佐

長崎県 県央振興局 河港課長
土地改良課長
森林土木課長

島原振興局 河港課長
土地改良課長
林務課長

気象庁 長崎地方気象台 防災管理官

農林水産省 北部九州土地改良調査管理事務所 企画課長
環境調整課長

林野庁 長崎森林管理署 次長
総括治山技術官

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林整備センター 佐賀水源林整備事務所 主幹
国土交通省 長崎河川国道事務所 流域治水課長